

令和7年2月3日

横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センターの指定管理者
公募に係る質問及び回答

横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センターの指定管理者公募に係る質問に対して、次のとおり回答します。

【資料名】 公募要項	
【ページ】 3 ページ (4) 職員配置及び経費等 ア 職員配置基準	
質問 1	<p>「全事業共通 複合施設事務スタッフ 非常勤 適切に配置」について、現在「常勤専従1人以上、非常勤 適切に配置」とあるところ、「常勤専従1人以上」の部分が今回無くなっているが、その趣旨を確認したい。</p> <p>複合施設事務として、非常勤職員を配置した場合、その職員は、施設全体に関する項目の事務だけを行う職員で、現在配置されているような総合事務の職員は、2期からは、任意で法人が配置し、法人（ケアプラザ）だけの事務を行う職員となるのか。</p>
回答 1	<p>これまでの運用を踏まえ、担当業務の明確化や職員の負担軽減等を目的に施設全体で配置基準を見直し、当該職員の代わりに地区センタースタッフの人数を1人以上から2人以上に変更するなどの対応を行いました。</p> <p>また、地域ケアプラザの事務等を行う職員を配置する際は、「横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センター応募書類作成及び提出方法 P.10 f その他」を参照し、適切に配置をお願いします。</p> <p>なお、今期では、常勤の複合施設事務スタッフは、配置基準としては求めないものの、指定管理者の判断で配置いただくことも可能です。この場合、人件費は地区センターと地域ケアプラザで適切に按分してください。</p>

【資料名】 公募要項	
【ページ】 3～5 ページ (4) 職員配置及び経費等 ア 職員配置基準	
質問 2	<p>「地区センター運営事業 地区センタースタッフ※3 常勤専従2名以上」について、「地区センター運営事業を実施する職員である常勤2人は専従とし、他の事業との兼務は認めないこととします。また、うち1人は地区センター運営事業を統括する管理職級の職員を配置してください。」とあるが、SAKAESTAの専従であれば、区民活動センターとの兼務は認められるか。</p>
回答 2	<p>他の事業との兼務は認められないため、区民活動センターとの兼務も認められません。</p>

質問 3	<p>地区センター運営事業を統括する管理職級の役職名は、SAKAESTA 全体を統括する役職名と区別できる名称であれば構わないか。</p> <p>具体的には、「地区センター館長」または「地区センター運営事業統括者」と表現してよいか。</p>
回答 3	<p>SAKAESTA（地域ケアプラザ、地区センター及び区民活動センター）は複合施設であり、その全体を統括する職員として、地域ケアプラザ及び地区センター施設長（以下、「施設長」という。）の配置を定めています。（公募要項 P.3 表中「地域ケアプラザ及び地区センター施設長」を参照）</p> <p>このため、御質問のあった職員については、地区センタースタッフ（管理職級）として御提案いただき、具体的な名称については、運営時に本市との協議により決定することとします。</p>

担当： 栄区福祉保健課 川村、畑尻

地域振興課 宮川、井口

電話 894-6962

ファクス 895-1759

メール sa-fukuho@city.yokohama.lg.jp